

## 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会后援等に関する承認基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本会が後援等を行う場合の承認の基準及びその事務について必要な事項を定めるものとする。

(後援等)

第2条 本会が行う後援等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 共催(本会が事業の企画又は運営に参画していること)
- (2) 後援(本会が事業の趣旨に賛同し当該事業の実施に際して名義使用を認めること)
- (3) 協賛(本会が事業の趣旨に対して賛意を表すこと)

(承認の基準)

第3条 後援等の承認基準は、事業の内容及び主催者それぞれにつき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業の内容及び、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 福祉や地域のつながり、ボランティア活動の向上等に寄与すると認められるもの
  - イ 営利を目的としないもの
  - ウ 政治的又は宗教的事業でないもの
- (2) 事業の主催者が、次のいずれか一に該当するものであること。
  - ア 社会福祉法人、公益法人及びこれに準ずる団体
  - イ 寄附団体、福祉団体、ボランティア等の関係団体
  - ウ その他、上記ア、イに準ずると会長が認める団体

(申請)

第4条 後援等の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を当該事業開始の日の7日前まで、会長に提出しなければならない。

- (1) 後援等承認申請書(第1号様式)
- (2) 主催団体等の目的、役員構成、当該事業の企画内容等を記載した書類
- (3) 事業に伴う予算関係書類(利用者負担を徴収する場合に限る)

(申請者の義務)

第5条 申請者は、前条に規定する後援等承認申請書の提出後において、事業内容及びその他の事項に変更ある場合は直ちに届けなければならない。

(通知)

第6条 会長は、後援等の承認の可否について、後援等承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 会長は後援等を承認した後に承認の基準に適合しないことが判明したときは、承認の取り消しを行うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成25年2月1日から施行する。